

介保第 345 号
令和2年 3月23日

高齢者福祉施設の管理者 様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の徹底について

新型コロナウイルスの対応にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡）等により通知され、各施設においてご対応いただいているところです。

今般、福祉施設を介した感染を含むクラスター事例が発生している状況を踏まえ、厚生労働省から改めて同事務連絡等を踏まえた感染拡大防止の取組について徹底していただくよう通知がありましたのでお知らせします。

各介護保険施設におかれては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月9日付け介保第305号）により通知を行っている、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会等の開催により、新型コロナウイルスの感染拡大に向けた取組方針について再検討等を、必ず実施していただくよう重ねてお願いいたします。

なお、貴施設において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、最寄りの保健所に連絡すると共に県介護保険課に対してご連絡くださいますようお願いいたします。

施設整備係 TEL:0742-27-8534 介護事業係 TEL:0742-27-8532
--